



平成 30 年 11 月 12 日

保険契約の移転に係る公告

アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ 日本支店
東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
半蔵門ファーストビル
日本における代表者 荒金 弘二

当社は、保険業法に基づき、内閣総理大臣の認可を得た上で、当社の保有する平成 31 年 4 月 1 日（ただし、当社と三井住友海上火災保険株式会社との協議により、変更することがあります。）以降に保険期間の満期が到来する保険契約のすべてを三井住友海上火災保険株式会社へ移転することになり、平成 30 年 11 月 1 日付けにて同社と保険契約の移転に関する契約（以下「移転契約」）を締結いたしました。よって、保険業法第 210 条第 1 項において準用する第 137 条の規定に基づき、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

[移転契約の要旨]

1. 当社の保有する、平成 31 年 4 月 1 日以降に満期を迎える保険契約のすべてを三井住友海上火災保険株式会社に包括移転します。
2. 保険契約の移転に際して、保険金額、保険料、その他契約内容の変更はありません。
3. 保険契約の移転に伴い、移転対象となる負債に相当する価額の財産を、当社から三井住友海上火災保険株式会社へ移転します。
4. 移転日は平成 31 年 4 月 1 日とします。（ただし、当社と三井住友海上火災保険株式会社との協議により変更することがあります。）
5. 保険契約の移転の実施は、契約者の皆さまからの異議申し立てが一定数以下であること、及び内閣総理大臣の認可が行われることを条件とします。

[異議申し立てについて]

1. 法令の定めるところにより、一定の期間内に異議申し立てが以下の(1)および(2)双方の条件を満たした場合、当移転はその効力を生じないこととなります。
 - (1) 異議を申し立てた移転対象契約者の数が、移転対象契約者の総数の 5 分の 1（20%）を上回ること。
 - (2) 異議を申し立てた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、移転対象契約者の当該金額の総数の 5 分の 1（20%）を上回ること。
- 逆に(1)、(2)のいずれかの条件を満たさない場合、ご契約者の皆さまのご了承が得られたものとみなされ、異議申し立てをされたご契約者の契約も含め、保険契約の移転が行われます。



2. 当移転に異議を申し立てられる場合は、郵便はがきに以下の必要事項を明記の上、平成 30 年 12 月 23 日までに下記宛先までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

- (1) ご契約者のご住所、電話番号
- (2) ご契約者のご氏名（自署・押印ください。ふりがなもご記入願います。）
- (3) 保険証券番号
- (4) 保険契約の移転に異議を申し立てる旨および異議を申し立てる理由

[宛先] 〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル 2F ゼネラル保険会社 包括移転オペレーションセンター

(ご注意)

当社に到着した平成 30 年 12 月 23 日までの消印分の異議申し立てのはがきで、前記 2 の(1)から(4)の必要記載事項をもれなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。異議申し立ての権利は、異議を申し立てられた保険証券番号ごとに 1 票として集計いたします。

[移転先会社について]

三井住友海上火災保険株式会社

(住所：東京都千代田区神田駿河台 3-9、取締役社長 原 典之)

[保険金等の支払能力の充実状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）]

- (1) 直近の事業年度末日における比率
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ：270.6%
三井住友海上火災保険株式会社：701.1%
- (2) 保険契約の移転の日における比率（見込み）
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ：該当なし（全部移転）
三井住友海上火災保険株式会社：700.8%

[移転後における移転対象契約に関する付帯サービスの内容]

契約移転後の保険契約に関する付帯サービスのご提供および各種対応窓口は三井住友海上火災保険株式会社にて対応いたします（サービスが付帯された移転対象契約に限ります。）。

なお、当社で提供している付帯サービスと同水準の付帯サービスを三井住友海上火災保険株式会社から提供します。

[当移転全般に関するお問い合わせ先]

当契約の移転に関しご不明な点等がございましたら、以下までお問い合わせください。

＜ゼネラル保険会社 日本支店お問い合わせ窓口＞

当移転全般に関する お問い合わせ先	0120-921-368（無料） 受付時間： 午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分（土・日・祝日を除く）
----------------------	--



[移転後（平成 31 年 4 月 1 日以降）のお問い合わせ先]

移転後（平成 31 年 4 月 1 日以降）の移転対象契約に係るご契約内容の変更・解約、保険金のご請求などの各種の保全手続きに関するお問い合わせは、下記の移転先会社のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

＜移転先会社（三井住友海上火災保険株式会社）お問い合わせ窓口＞

ご契約内容の変更、その他 保険契約全般に関する お問い合わせ先	三井住友海上お客さまデスク（ゼネラル専用） 0120-502-965（無料） 受付時間： 平日午前 9 時～午後 5 時 （土・日・祝日・年末年始を除く）
保険金請求に関する お問い合わせ先	三井住友海上事故受付センター 自動車保険の事故 0120-258-365（無料） 火災・傷害保険等の事故 0120-258-189（無料） 受付時間： 24 時間・365 日

[契約者配当の方針及び配当実績について]

移転対象契約の契約者配当方針に変更はございません。

[添付資料]

アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ 日本支店
貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）の要旨

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預貯金	8,656	保険契約準備金	3,514
有形固定資産	39	その他負債	274
無形固定資産	13	退職給付引当金	150
その他資産	447	負債の部合計	3,939
貸倒引当金	△5	持込資本金	1,766
		供託金	200
		剰余金	3,245
		任意積立金	7,509
		繰越利益剰余金	△4,264
		持込資本金等合計	5,211
		純資産の部合計	5,211
資産の部合計	9,150	負債及び純資産の部合計	9,150

（注） 保険業法施行規則第 143 条の 2 第 4 項において準用する第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する比率（ソルベンシー・マージン比率）は、270.6%です。



三井住友海上火災保険株式会社
貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）の要旨

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預貯金	421,714	保険契約準備金	3,893,910
買現先勘定	6,999	社 債	386,191
買入金銭債権	13,598	その他負債	507,840
金銭の信託	3,728	退職給付引当金	139,476
有価証券	5,635,635	役員退職慰労引当金	516
貸付金	393,362	賞与引当金	10,145
有形固定資産	205,648	機能別再編関連費用引当金	2,261
無形有形資産	45,317	価格変動準備金	71,813
その他資産	328,137	繰延税金負債	161,817
支払承諾見返	47,243	支 払 承 諾	47,243
貸倒引当金	△3,169	負債の部合計	5,221,215
		資 本 金	139,595
		資 本 剰 余 金	93,107
		資本準備金	93,107
		利 益 剰 余 金	589,634
		利益準備金	46,487
		その他利益剰余金	543,146
		株 主 資 本 合 計	822,337
		その他有価証券評価差額金	1,022,583
		繰延ヘッジ損益	32,079
		評価・換算差額等合計	1,054,662
		純資産の部合計	1,877,000
資産の部合計	7,098,216	負債及び純資産の部合計	7,098,216

（注） 保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する比率（ソルベンシー・マージン比率）は、701.1%です。

【平成 31 年 3 月 31 日以前に保険期間の満期が到来する契約に関するお問い合わせ先】
平成 31 年 3 月 31 日以前に保険期間の満期が到来する契約は、保険契約の移転の対象外ですが、平成 31 年 4 月 1 日以降の保険金のご請求などのお問い合わせ先は三井住友海上に変更となります。

保険金請求に関する お問い合わせ先	三井住友海上事故受付センター 自動車保険の事故 0120-258-365（無料） 火災・傷害保険等の事故 0120-258-189（無料） 受付時間： 24 時間・365 日
その他保険契約全般に関する お問い合わせ先	三井住友海上お客さまデスク（ゼネラル専用） 0120-502-965（無料） 受付時間： 平日午前 9 時～午後 5 時 （土・日・祝日・年末年始を除く）